

1 平成7年基準三重県鉱工業指数改訂結果の概要

I 新指数改訂結果の概要

現在作成している三重県鉱工業生産指数・生産者製品在庫指数はウエイトを基準年次に固定する「ラスパイルス算式」によっているため、基準年次から遠ざかるにしたがって実勢を反映し難くなる。そのため、指数の基準年は原則として5年ごとに更新されることとなっている。今回、新たに平成7年を基準として指数の改訂を行った。

平成7年基準指数の種類及び基本構造はおおむね平成2年と同様であるが、基準の改定に伴う採用品目の変更、ウエイトの再計算、業種分類の変更を行った。

そのあらましは以下のとおりである。

1 基準時

平成7年を基準年とする。したがって指数値は平成7年の年平均数値を100とした。

2 分類

分類は、日本標準産業分類を基本とした業種分類と、品目の用途に着目した特殊分類の2種類とし、業種分類について若干の変更を行った。

その内容は次のとおりである。

(1) 業種分類

業種分類については、利用者の便宜や業界通念を考慮して、日本標準産業分類の一部組替えを行った。その内容は次のとおりである。

- a) 14-繊維工業、15-衣服・その他の繊維製品製造業、20-化学工業に分類される204-化学繊維製造業を合わせて「繊維工業」とした。
- b) 17-家具・装備品製造業のうち1711-木製家具製造業、1712-金属製家具製造業を合わせて「家具工業」とし、その他を非採用とし、製造業全体で代表させた。
- c) ゴム製品工業、家具工業、木材・木製品工業、その他製品工業を統合し、「その他工業」を設けた。
- d) 19-出版・印刷・同関連産業、24-なめし革・同製品・毛皮製造業、32-精密機械器具製造業、33-武器製造業は非採用とし、製造業全体で代表させた。
- e) 「機械工業」については近年、一般機械工業、電気機械工業、輸送機械工業といった機械工業のウエイトが著しく増加し、各業種毎の動向把握の重要性が増す一方、機械工業全体の動向把握のニーズが薄れてきている。このため、一般機械工業、電気機械工業、輸送機械工業を中分類に格上げし、機械工業を廃止する。

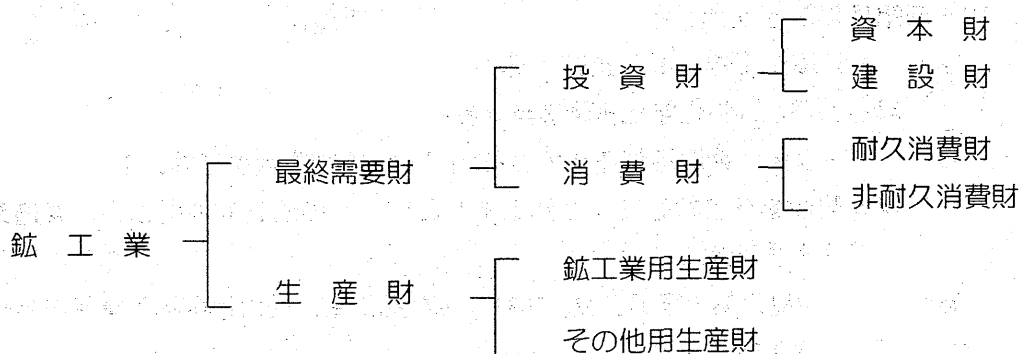
よって、業種分類は次のとおりである。

鋳	工	業	パルプ・紙・紙加工品工業
製	造	工	業
鉄	鋼	業	織 維 工 業
非	鉄	金	食 料 品 工 業
金	属	製	そ の 他 工 業
属	品	品	ゴ ム 製 品 工 業
一	般	機	家 具 工 業
般	機	械	木 材 ・ 木 製 品 工 業
電	気	機	そ の 他 製 品 工 業
機	械	工	業
械	工	業	鋳
輸	送	機	非 金 属 鋳
送	機	械	業
機	械	工	公 益 事 業
械	工	業	産 業 総 合
窯	業	・ 土	
業	・ 土	石	
化	学	製	
学	工	品	
工	業	工	
業		業	
石	油	・ 石	
油	・ 石	炭	
石	炭	製	
炭	製	品	
製	品	工	
品	工	業	
工	業		
業			
プ	ラ	ス	
ラ	ス	チ	
ス	チ	ッ	
チ	ッ	ク	
ク	製	品	
製	品	工	
品	工	業	
工	業		

(2) 特殊分類

特殊分類は、まず、生産活動に再投入される物を「生産財」、最終需要に向けられるものを「最終需要財」とする。最終需要財は資本形成に向けられる「投資財」と家計で消費される「消費財」に分類し、さらに投資財を設備投資に向けられる「資本財」と建設活動に向けられる「建設財」に、消費財を耐久物である「耐久消費財」と非耐久物である「非耐久消費財」に分類する。生産財については、鋳工業の生産活動に再投入される「鋳工業用生産財」と他産業の生産活動に再投入される「その他用生産財」に分類する。

よって、特殊分類は次のとおりである。



3 採用品目

採用品目については、各業種、財ごとに代表性を考慮して選定した。

生産指数の採用品目数は182品目、生産者製品在庫指数の採用品目は112品目である。生産者製品在庫指数の品目数が生産指数の品目数より少ないのは、受注生産等で在庫のないもの、在庫把握が極めて困難なため数値が得られない品目があるためである。

なお特殊分類では、以下にあげる8品目について用途別構成比でウエイトを分割して、複数の系列として扱っている。

普通・小型乗用車	資本財	耐久消費財
ガラス繊維	建設財	鉱工業用生産財
フロートみがき板ガラス	建設財	鉱工業用生産財
普通・かわり板ガラス	建設財	鉱工業用生産財
植物油脂	非耐久消費財	鉱工業用生産財
軽油	非耐久消費財	その他用生産財
A重油	鉱工業用生産財	その他用生産財
C重油	鉱工業用生産財	その他用生産財

4 ウェイト

生産指数は基準時付加価値額の一万分比によるウェイトであり、生産者製品在庫指数は基準時年平均製品在庫額の一万分比によるウェイトである。

ウェイトの算定にあたっては、平成7年工業統計調査、本邦鉱業のすう勢調査、生産動態統計調査等を基礎資料とした。

まず工業統計調査、本邦鉱業のすう勢調査をベースに指数の業種分類の概念に合うよう調整を加え、その生産構造により業種ウェイトを算定し、各業種の財別構成比により業種ごとの特殊分類ウェイトを算定した。ついで生産動態統計調査により品目別ウェイトを算定した。その際、非採用品目のウェイトは製造業全体でふくらしをおこなった。

5 基準数量

生産指数 採用品目の平成7年の年平均生産数量を基準とした。
 生産者製品在庫指数 採用品目の平成7年の年平均在庫数量を基準とした。

ただし、電子管半導体素子等、および医薬品については、数量概念では単価に著しい開きがあるため金額系列を採用することとし、平成7年の年平均生産金額、同在庫額をもって基準数値とした。

6 指数の総合計算式

個別系列を基準時のウェイトで加重平均するラスパイルス算式で、次の算式で表される。

$$\text{総合指数} = \frac{\sum \frac{\text{比較時（7年）生産量（生産者製品在庫量）}}{\text{基準時（7年）生産量（生産者製品在庫量）}} \times 7\text{年ウェイト}}{\text{基準時（7年）ウェイトの総和}}$$

この算式で平成5年1月より最新年次までの計算を行い、平成4年12月以前の指数については、平成2年基準指数にリンク係数を乗じることにより接続計算を行う。

リンク係数は次の算式により算定する。

$$\text{リンク係数} = \frac{\text{平成7年基準指数の平成5年1月～3月平均季節調整済指数}}{\text{平成2年基準指数の平成5年1月～3月平均季節調整済指数}}$$

7 季節調整

季節調整については、従来から曜日構成の違いによって季節調整に与える影響について問題提議がなされていたが、今回の改定から「MITI法Ⅲ-R」からセンサス局法「X-12-ARIMA」(X-11 デフォルト)に変更した。